

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機（389））
2. 日時：令和3年3月2日 16時00分～17時30分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

名倉安全管理調査官、江寄企画調査官、千明主任安全審査官、

服部主任安全審査官、照井安全審査官、日南川技術参与

技術基盤グループ 地震・津波研究部門

石田技術計画専門職

事業者：

中国電力株式会社

山田常務執行役員 電源事業本部 部長（電源土木） 他9名

## 5. 要旨

- (1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち、「5条 津波による損傷の防止」について、3月1日提出資料に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

### 【漂流物対策工の方針について】

漂流物対策工として新たに提案する構造形式について、追加する目的と理由を一致させ、対象とする防波壁の構造形式を特定して、分離型構造とする目的、効果及び施設の位置付けに対応した設計方針（適用基準類、許容限界等を含む）を構造成立性の見通しと合わせて説明すること。また、新たな構造形式のメリット・デメリットを整理した上で、追加提案に至った経緯を整理して説明すること。

- (3) 中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

関係資料：なし